

利用者登録申請書

としま区民センター・としま産業振興プラザ(IKE・Biz)・あうるすぽっと会議室

申請年月日 令和 年 月 日

次のとおり施設利用者としての登録を申請します。

「*」は必須項目です

登録種別*	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新	
団体種別*	<input type="checkbox"/> 区民(法人・その他) <input type="checkbox"/> 区外	
団体名*	団体の主たる業務/活動内容*	
ふりがな*	当館施設利用の主な目的*	
団体人数*	人	
利用者ID* (登録番号)	(英数8~16文字・数字のみ8~15文字) ※大小文字の区別なし・登録後の変更不可	
(代表者)		
氏名*		
しめい ふりがな*		
住所* 会社名・学校名等も 略さずご記入ください	(〒 —)	(自宅・会社・学校・その他)
電話番号* 電話番号	— —	(自宅・携帯・会社・その他) (自宅・携帯・会社・その他・FAX)
(連絡者)		
氏名*		
しめい ふりがな*		
住所* 会社名・学校名等も 略さずご記入ください	(〒 —)	(自宅・会社・学校・その他)
電話番号* 電話番号	— —	(自宅・携帯・会社・その他) (自宅・携帯・会社・その他・FAX)

※手続きに来られる方は、身分証明書を提示してください。

※利用登録は団体となります。個人利用はできません。

※代表者および連絡者は16歳以上。

※優先的に利用申し込みができる「区民団体」の登録には、豊島区民であることの証明が必要です。

区民団体 (法人)	豊島区内に事務所、営業所、支部等を有することが確認できる書類。 例：法人登記簿(3ヶ月以内)・会社案内等パンフ・社員証(名刺除く)等
区民団体 (その他)	代表者もしくは連絡者が区民(在住・在勤・在学)であることの証明。 豊島区民(在住・在勤・在学)が半数以上の「構成員名簿」の提出。 (「構成員名簿」は、地域文化創造館の「生涯学習団体登録証」「青少年団体登録証」「文化創造団体登録証」「区民集会室等利用者登録証」(いずれも有効期限内)の提示で省略することができます)

記入例

利用者登録申請書

としま区民センター・としま産業振興プラザ(IKE・Biz)・あうるすぽっと会議室

申請年月日 令和 7 年 1 月 1 日

次のとおり施設利用者としての登録を申請します。

「*」は必須項目です

登録種別*	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 更新	該当する項目に チェックを入れる
団体種別*	<input checked="" type="checkbox"/> 区民 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 区外	
団体名*	あうる商事	団体の主たる業務/活動内容*
		食品販売
ふりがな*	あうるしょうじ	当館施設利用の主な目的*
団体人数*	15 人	会議
利用者ID* (登録番号)	1234auru	(英数8~16文字・数字のみ8~15文字) ※大小文字の区別なし・登録後の変更不可
(代表者) 氏名*	豊島 太郎	
しめい ふりがな*	としまたろう	
住所*	(〒 170 - 0000) (自宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 会社 学校・その他) 会社名・学校名等も略さずご記入ください 豊島区東池袋〇-〇-〇 〇×ビル 〇階 株式会社 あうる商事	
電話番号*	03-0000-0000	(自宅・携帯・ <input checked="" type="checkbox"/> 会社 その他)
電話番号	- -	(自宅・携帯・会社・その他・FAX)
(連絡者) 氏名*	豊島 花子	
しめい ふりがな*	としまはなこ	
住所*	(〒 170 - 0000) (自宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 会社 学校・その他) 会社名・学校名等も略さずご記入ください 豊島区東池袋〇-〇-〇 〇×ビル 〇階 株式会社 あうる商事 東池袋店	郵便物が届く住所、 会社名を記入
電話番号*	03-0000-0000	(自宅・携帯・ <input checked="" type="checkbox"/> 会社 その他)
電話番号	090-0000-0000	(自宅・ <input checked="" type="checkbox"/> 携帯 会社・その他・FAX)

※手続きに来られる方は、身分証明書を提示してください。

※利用登録は団体となります。個人利用はできません。

※代表者および連絡者は16歳以上。

※優先的に利用申し込みができる「区民団体」の登録には、豊島区民であることの証明が必要です。

日中に連絡のつく
電話番号を記入

区民団体 (法人)	豊島区内に事務所、営業所、支部等を有することが確認できる書類。 例：法人登記簿(3ヶ月以内)・会社案内等パンフ・社員証(名刺除く)等
区民団体 (その他)	代表者もしくは連絡者が区民(在住・在勤・在学)であることの証明。 豊島区民(在住・在勤・在学)が半数以上の「構成員名簿」の提出。 (「構成員名簿」は、地域文化創造館の「生涯学習団体登録証」「青少年団体登録証」「文化創造団体登録証」「区民集会室等利用者登録証」(いずれも有効期限内)の提示で省略することができます)